

報告第2号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

令和2年6月5日提出

三田市長 森 哲 男

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第2号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

三田市長 森 哲 男

（専決処分すべき事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第 2 4 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例

三田市都市計画税条例（昭和 3 9 年三田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 3 4 9 条の 3 第 1 0 項から第 1 2 項まで、第 2 2 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 8 項から第 3 1 項まで、第 3 3 項又は第 3 4 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 9 項から第 1 1 項まで、第 2 1 項から第 2 3 項まで、第 2 5 項、第 2 7 項から第 3 0 項まで、第 3 2 項又は第 3 3 項」に改める。

付則第 3 項を削る。

付則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 8 項」に改め、同項を付則第 3 項とする。

付則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 5 項」を「附則第 1 5 条第 3 9 項」に改め、同項を付則第 4 項とし、付則第 6 項を付則第 5 項とする。

付則第 7 項中「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に改め、同項を付則第 6 項とする。

付則第 8 項中「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に改め、同項を付則第 7 項とする。

付則第 9 項中「付則第 7 項」を「付則第 6 項」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に改め、同項を付則第 8 項とする。

付則第 1 0 項中「付則第 7 項」を「付則第 6 項」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に改め、同項を付則第 9 項とする。

付則第 1 1 項中「付則第 7 項」を「付則第 6 項」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に改め、同項を付則第 1 0 項とする。

付則第 1 2 項中「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に改め、同項を付則第 1 1 項とし、付則第 1 3 項を付則第 1 2 項とする。

付則第 1 4 項中「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に改め、同項を付則第 1 3 項とする。

付則第 1 5 項中「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に改め、同項を付則第 1 4 項とし、付則第 1 6 項を付則第 1 5 項とする。

付則第 1 7 項中「付則第 7 項及び第 9 項」を「付則第 6 項及び第 8 項」に、「付則第 7 項及び第 1 0 項」を「付則第 6 項及び第 9 項」に、「付則第 8 項、第 1 0 項及び第 1 1 項」を「付則第 7 項、第 9 項及び第 1 0 項」に、「付則第 1 0 項から第 1 2 項

まで」を「付則第9項から付則第11項まで」に、「付則第12項」を「付則第11項」に、「付則第13項から第15項まで」を「付則第12項から第14項まで」に、「付則第14項」を「付則第13項」に改め、同項を付則第16項とする。

付則第18項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に改め、同項を付則第17項とし、付則第19項を付則第18項とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の三田市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例付則第17項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。